

大雨・豪雨発生時のリーグ運営に関するガイドライン

広島県フットサルリーグ運営委員会

近年急増する自然災害（特に大雨・豪雨）に備えて、広島県フットサルリーグ（以下「リーグ」）の参加選手・関係者の安全を最優先に配慮し、リーグ中止等の判断基準として、以下のガイドラインを作成します。

今後、このガイドラインをもとに、大雨・豪雨等が発生、または発生が予測される場合についてリーグ中止等の対応を行います。

1. リーグ中止基準について

リーグ運営にあたり、「選手・リーグ関係者への安全」を最優先に配慮し、リーグ当日または前後において、大雨・豪雨および台風等の荒天による競技環境の悪化、交通機関の混乱等に伴い安全確保が見込めないと判断した場合にリーグ内容の変更、リーグ全体または一部の中止を決定いたします。

またその判断は以下の基準を目安とし、開催地（市町村）の情報を参考にリーグ責任者またはマッチコミッショナーが最終判断します。

リーグ中止基準（中止の目安）

- | |
|---|
| <p>① 開催地に警戒レベル4以上の警報（大雨、洪水、強風、大雪）または特別警報が発令されたとき。または予想されるとき。</p> <p>② 上記①の特別警報または警報が発令されていない場合でも、会場が浸水・崩壊等の被害が出ているとき。</p> <p>③ 開催地に被害が発生し、会場が避難先になっているとき。</p> <p>④ 被害が他の地域で発生し、開催地または近隣地域に直接的な被害がなくても交通機関の乱れによりリーグに参加することが困難な場合、または参加することにより二次災害の恐れがあると予想されたとき。</p> |
|---|

2. リーグ中止に際しての手順

i) リーグ開催会場地域に大雨・豪雨等が発生した場合

1. のリーグ中止基準に基づきリーグ責任者およびマッチコミッショナーの判断で開催の可否を決定する。

- ・第1試合開始前に中止を決定した場合、その節の全試合を中止する。
- ・試合進行中に警報または特別警報が発令された場合は直ちに試合を中止する。
- ・第2試合開始以降に中止を決定した場合、それ以降の試合も中止する。

ii) 対戦チームの活動本拠地からの移動が困難になった場合（リーグ開催会場地域は通常どおり開催できる場合）

該当チームの代表者とリーグ責任者（またはマッチコミッショナー）が綿密に連絡をとり、リーグ責任者の判断で該当試合の開催の可否を決定する。

- ・対戦チームがリーグ開催会場に来ることが出来ない場合、該当試合は中止する。
- ・他の試合の対戦チームが揃う場合は、通常通り試合を実施する。リーグ開催会場に来ることが出来ないチームの帯同審判が審判を割り当てられている場合は、リーグ責任者およびマッチコミッショナーの判断のもと他の審判員を割り当てる。
- ・一部の試合が中止された場合、次の試合の繰り上げを行うかの判断はリーグ責任者とマッチコミッショナーの判断により決定する。

iii) 報告

リーグ責任者は、開催される予定であった試合の全部または一部を中止した旨を出来るだけすみやかに広島県フットサルリーグ運営委員会事務局に報告する。

3、リーグの代替について

原則、リーグの代替は行いません。万が一、代替会場が確保できた場合のみ代替措置を行う。

一部のチームの移動が困難になったことにより中止になった該当試合の代替は行わない。

4. 中止された試合の結果の扱いについて

- ・リーグ開催会場地域での大雨・豪雨等により中止され、代替措置が取られなかった場合は、対戦成績を5-5（勝ち点：1）とする。その場合でも、中止される以前に開始され終了した試合がある場合は、その対戦結果を適用する。試合が中断された試合の途中結果は適用しない。
- ・一部のチームの移動が困難になったことにより試合が中止になった場合は、会場に来れなかったチームの対戦成績を0-5（勝ち点：0）とする。また対戦チームの両方が会場に来れずに中止になった場合は対戦成績を5-5（勝ち点：1）とする。この場合、広島県フットサルリーグ運営要領の10. 審判（4）および12. 懲罰に定められている罰則は適用しない。

5. リーグ参加料の返金について

リーグの全日程、一部の試合の中止いずれの場合も、参加料の返金・振替は行いません。

6. その他

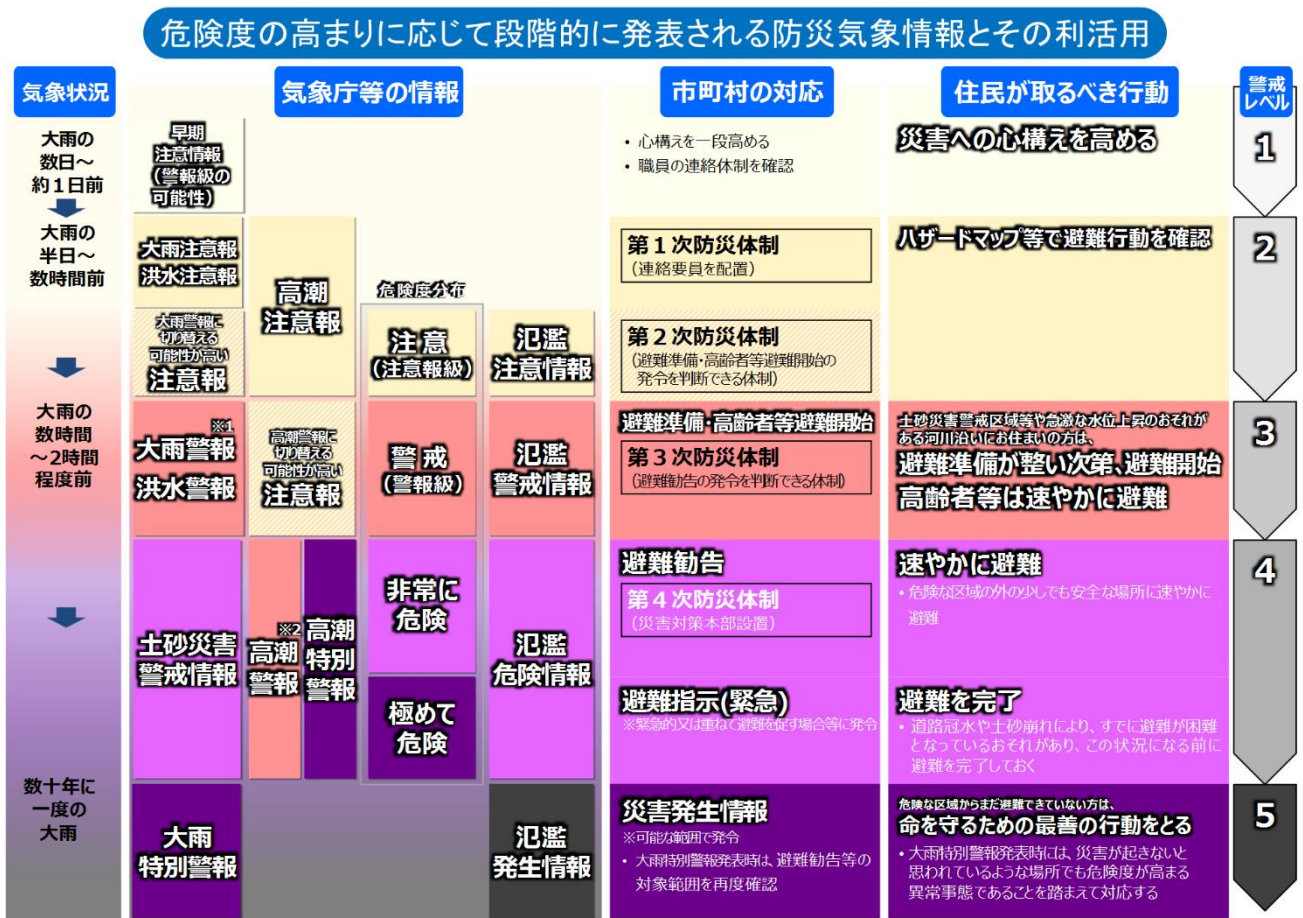
- ・会場と自宅までの往復経路における事故等に関しては、当リーグは一切の責任を負いません

ん。

・参加チーム、参加選手・リーグ関係者は、事前に各自スポーツ障害保険等に入らなければならない。(広島県フットサルリーグ運営要領による)

参考資料：

資料1. 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動 (気象庁 HP より抜粋)



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)に相当します。
※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告(警戒レベル4)に相当します。 「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

- (1) 警報とは、重大な災害が発生するおそれのある時に警戒を呼びかけて行う予報です。
- (2) 特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。

資料2. 災害情報の情報収集

各種注意報・警報の発令情報や防災関連情報等は、以下のリストから入手することができます。

(ア) 気象情報

- ① 気象庁：<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- ② 日本気象協会：<https://www.jwa.or.jp/>

(イ) 河川情報

- ① 国土交通省：<http://www.mlit.go.jp/saigai/index.html>

(ウ) 道路状況

- ① 国土交通省：<http://www.mlit.go.jp/saigai/index.html>

(エ) 地震情報

- ① 国土交通省：<http://www.mlit.go.jp/saigai/index.html>

本ガイドラインは令和2年4月1日より適用する。

尚、令和2年3月31日以前の災害時の対応については、本ガイドラインに準拠し適宜対応する。